

香川県報



第 99 号

平成 17 年

12月16日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県立文書館規則の一部を改正する規則

（法務文書課）

一

●香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

（環境・水政策課）

四

告 示

●騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音等について規制する地域の指定等

（環境管理課）

五

●平成十三年香川県告示第四百六十七号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定に基づく区域の指定）の一部改正

（ " " ）

五

●騒音規制法の規定による指定地域の廃止

（ " " ）

五

●平成十二年香川県告示第八百号（騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定）の一部改正

（ " " ）

六

○道路の区域変更（二件）

（道路保全課）

六

○道路の区域変更及び供用開始（二件）

（ " " ）

六

○香川県証紙の売りさばき人の取消し

（会計課）

六

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

七

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件）

（経営支援課）

七

○土地改良事業に係る換地計画の適否決定

（土地改良課）

八

○都市計画の図書の写しの縦覧（二件）

（都市計画課）

八

選挙管理委員会告示

規 則

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百十六号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則

香川県立文書館規則（平成六年香川県規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一号の表ビデオプロジェクターの項の次に次のように加える。

マルチスキャンプロジェクター 一台につき一回

二千元

第三号様式を次のように改める。

第5号様式 (第11条関係)

文書等・行政資料複写許可申請書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

	氏 名		利用証 番 号	
複写目的				
複写方法	<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> マイクロフィルムプリント <input type="checkbox"/> 写真撮影			
資料番号	資 料 名 (簿 冊 名/件 名) (文書群名/史料名)		複 写 ペー ジ	枚 数
			※ 合 計	枚 数
				金 額

注1 ※の欄には、記入しないでください。
 2 行政資料のみの複写の場合は、利用証番号欄及び複写目的欄には、記入する必要はありません。

第五号様式を次のように改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三号様式及び第五号様式の改正規定は、平成十八年一月一日から施行する。

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百十七号

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

香川県環境影響評価条例施行規則（平成十一年香川県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項中「の規定に基づく事業計画の」を「、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の十第一項、第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項若しくは第七十一条の三第十四項の規定に基づく」に、「第十四条第一項」を「第六十六条第一項」に、「設立の認可の申請」を「事業計画の策定若しくは同法第六十九条第十項の規定に基づく事業計画の変更」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第七百五十号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）並びに同法第四条第一項の規定による指定地域における特定工場等において発生する騒音に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準並びに騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号。以下「省令」という。）別表備考の規定に基づく区域を次のとおり定め、平成十八年一月一日から施行する。

なお、「別図第一」及び「別図第二」は、省略し、平成十八年一月一日からその図面を香川県環境森林部環境管理課及び三豊市市民部環境衛生課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定地域

三豊市のうち別図第一に着色した部分の区域

二 特定工場等において発生する騒音に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前八時から 午後七時まで	朝・夕 午前六時から 午前八時まで 及び 午後七時から 午後十時まで
第二種区域	五十五デシベル	五十デシベル
第三種区域	六十五デシベル	六十デシベル
第四種区域	七十デシベル	六十デシベル

備考

一 「第二種区域」とは、別図第一のうち黄色で着色した部分の区域をいう。

二 「第三種区域」とは、別図第一のうち桃色で着色した部分の区域をいう。

三 「第四種区域」とは、別図第一のうち青色で着色した部分の区域をいう。

三 省令別表備考の区域の区分

1 b 区域

三豊市のうち別図第二に黄色で着色した地域

2 c 区域

三豊市のうち別図第二に桃色で着色した地域

●香川県告示第七百五十一号

平成十三年香川県告示第四百六十七号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年

一月一日から施行する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 中「及び平成十七年香川県告示第六百十五号」を「平成十七年香川県告示第六百十五号」に、「(以下)」を「及び平成十七年香川県告示第七百五十号(騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音等について規制する地域の指定等)」(以下)に改める。

●香川県告示第七百五十二号

昭和四十九年香川県告示第六百六十五号(騒音規制地域の指定等)で定めた指定地域のうち高瀬町、三野町、豊中町、詫間町及び仁尾町に係る部分並びに平成十一年香川県告示第四百四十号(騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音等について規制する地域の指定等)で定めた指定地域のうち詫間町に係る部分を平成十七年十二月三十一日限り廃止する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第七百五十三号

平成十二年香川県告示第八百号(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定)の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 中「多度津町、三野町、豊中町、詫間町及び仁尾町」を「及び多度津町」に改める。
三 中「多度津町、高瀬町、三野町、豊中町、詫間町及び仁尾町」を「及び多度津町」に改める。

●香川県告示第七百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(一般)
二 路線名 大屋富築港宇多津線(百八十六号)
三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市林田町字大番北二六七七番 甲地先から	前	三・四	一二七〇	旧道の坂出 市移管に伴 う不用物件 化
坂出市林田町字番屋前三五三六番 五地先まで	前	一六・五		
坂出市林田町字大番北二六七七番 甲地先から	前	二五・〇	一二三六	
坂出市林田町字番屋前四二八五番 一〇〇地先まで	前	五〇・〇		
坂出市林田町字大番北二六七七番 甲地先から	後	二五・〇	一四九一	県道林田府 中線重用
坂出市林田町字番屋前三五三六番 五地先まで	後	五〇・〇	二二五m	

●香川県告示第七百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路 線 名 詫間琴平線(二十三号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
三豊郡高瀬町大字上高瀬字竹田一 四五四番一地先から	前	一三・七	四	道路区域の見直しによる不用物件化
	後	一三・七		
三豊郡高瀬町大字上高瀬字竹田一 四四八番一	後	一三・七	四	

●香川県告示第七百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路 線 名 大野原川之江線(九号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
観音寺市大野原町井関乙四五番二 地先から	前	一〇・〇	七〇	道路災害復旧工事に伴う区域変更
	後	一七・六		
観音寺市大野原町井関乙四七番三	後	二八・〇	七〇	

- 一 地先まで

三九・八

四 供用開始の期日 平成十七年十二月十六日

●香川県告示第七百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月十六日から平成十八年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路 線 名 観音寺佐野線(八号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
観音寺市大野原町海老濟乙二二四 番一地先から	前	一〇・〇	三八	道路災害復旧工事に伴う区域変更
	後	一八・〇		
観音寺市大野原町海老濟乙二二四 番一地先まで	後	二〇・五	三八	

四 供用開始の期日 平成十七年十二月十六日

●香川県告示第七百五十八号

香川県証紙条例(昭和三十九年香川県条例第十一号)第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 取消年月日 平成十七年十一月三十日

- 二 住所
三豊郡詫間町大字詫間一三三八―一三三
- 三 氏名
詫間町
- 四 売りさばき場所
三豊郡詫間町大字詫間一三三八―一三三

公 告

●香川県公告第六百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年二月二日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十七年十二月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人地域生活支援ネットワーク「風」
野崎 晃広
丸亀市飯山町東坂元一九六四番地三
- 三 定款に記載された目的
この法人は、障害のある人の地域生活を支援し、自立と社会参加を促進することを通して、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 香川県公告第六百九十六号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第三項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十七年香川県公告第四百六十九号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド高松春日店 高松市春日町二一八番地一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
- 2 縦覧期間
平成十七年十二月十六日（金曜日）から平成十八年一月十六日（月曜日）まで

●香川県公告第六百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十七年香川県公告第四百七十号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド高松鶴市店 高松市鶴市町七二四番地一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
- 2 縦覧期間
平成十七年十二月十六日(金曜日)から平成十八年一月十六日(月曜日)まで

●香川県公告第六百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、奥谷地区共同施行の土地改良事業(非補助土地改良事業奥谷地区)の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三野町建設課において平成十七年十二月二十二日から平成十八年一月十七日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百九十九号

国分寺町から高松広域都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七百号

東かがわ市から東かがわ都市計画下水道の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十二月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百一十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演

説会等を開催することができる施設として、平成十七年十二月二日次の施設を指定した旨三木町選挙管理委員会から報告があった。
平成十七年十二月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
香川県立高松圏域健康生きがい中核施設	木田郡三木町大字氷上二九四〇番地一

●香川県選挙管理委員会告示第百一十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十九条第五項の規定による選挙人名簿の確定に伴う同法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。
平成十七年十二月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

●香川県選挙管理委員会告示第百一十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十二月五日その指定を取り消した旨詫間町選挙管理委員会から報告があった。
平成十七年十二月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設	三豊郡詫間町大字詫間一三三八番地一二七
詫間町緑の村管理センター	三豊郡詫間町大字大浜甲一六三三番地二九
荘内自然休養村センター	三豊郡詫間町大字大浜甲一八九一番地一
粟島開発総合センター	三豊郡詫間町大字粟島八六一番地一七
松崎コミュニティセンター	三豊郡詫間町大字松崎七一七番地一
箱浦ビクターハウス	三豊郡詫間町大字箱八五九番地二九

●香川県選挙管理委員会告示第百一十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年十二月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
香川重廣後援会	西村 徳	曾我部良則	仲多度郡満濃町大字炭所東六二二―一四
小亀重喜氏を支援する会	小亀 重喜	小亀 恵美	○ 仲多度郡満濃町大字吉野三四一
近藤けんじ後援会	近藤 賢司	小野勘四郎	二 三豊郡財田町財田中一六二―二
城中利文後援会	中西 久量	松田 真弓	三 三豊郡仁尾町大字仁尾乙六一五―一
宮本よう子後援会	宮本 陽子	福田美枝子	三 三豊郡仁尾町大字仁尾丁三五九

●香川県選挙管理委員会告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十二月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
公明党香川県本部	代表者の氏名	都築 信行	猿渡 孝次
	会計責任者の氏名	野口 勉	都築 信行

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
梶河正孝後援会	主たる事務所の所在地	木田郡庵治町四七二	木田郡庵治町六三九三―六一

●香川県選挙管理委員会告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同法第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十二月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称
片山けいじ後援会
CENTURY21
税理士による森田一後援会
溝淵敬後援会
三宅洋行後援会

●香川県選挙管理委員会告示第百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十二月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称
香川 重廣	満濃町長	CENTURY21
三宅 洋行	山本町議会議員	三宅洋行後援会

平成十七年十二月十六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています